

避難確保計画の作成要領 (対象災害:土砂災害)

令和8年6月

世田谷区危機管理部災害対策課

目次

世田谷区へ提出

1	計画の目的.....	1	} 様式 1
2	計画の報告.....	1	
3	計画の見直し.....	1	
4	施設の概要.....	1	
5	施設が有する災害リスクおよび対応形態.....	2	様式 2
6	防災体制とタイムラインの視点による対応行動.....	3	様式 3
7	避難誘導.....	4	様式 4
8	情報収集・伝達.....	6	様式 5
9	避難に必要な設備の整備.....	7	様式 6
10	避難に必要な装備品や備蓄品の整備.....	7	様式 6
11	防災教育・訓練.....	8	様式 7
個人情報等を含むため適切に管理 ※世田谷区への提出は不要			
12	施設利用者緊急連絡先一覧表.....	9	様式 8
13	施設職員用緊急連絡網.....	10	様式 9
14	外部機関等の緊急連絡先一覧表.....	11	様式 10
15	対応別避難誘導一覧表.....	12	様式 11
16	防災体制一覧表.....	13	様式 12

計画作成後、世田谷区に提出
(様式1～8)

個人情報等を含むため、
世田谷区への提出は不要

1 計画の目的、2 計画の報告、3 計画の見直し

■記載内容を確認してください。

1 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2^{※1}に基づくものであり、本施設の利用者の土砂災害が発生し、又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2第2項^{※2}に基づき、遅滞なく、当該計画を世田谷区長へ報告する。

3 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 施設の概要

本施設の利用形態及び利用者・職員数は以下のとおりである。

①該当する利用形態にチェック

利用形態	<input type="checkbox"/> 通所 ・ <input type="checkbox"/> 入所(<input type="checkbox"/> 長期・ <input type="checkbox"/> 短期)
------	---

施設の人数

	平日				休日			
	利用者		施設職員		利用者		施設職員	
昼間		名		名		名		名
夜間		名		名		名		名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

②施設利用者及び職員数を平日・休日別に記入

5 施設が有する災害リスクおよび対応形態

様式2

項目		記入欄
施設の 災害リス ク	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	<input type="checkbox"/> 該当あり ・ <input type="checkbox"/> 該当なし (区域番号 K)
	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	<input type="checkbox"/> 該当あり ・ <input type="checkbox"/> 該当なし (区域番号 K)
	想定される土砂災害の種類	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)
	自施設の階	階
対応	土砂災害発生時の可能性が 高まった場合の	<input type="checkbox"/> サービスの休止(休校・休所・休園等) <input type="checkbox"/> 水平避難の上、サービスを継続 <input type="checkbox"/> その他()

①「世田谷区土砂災害ハザードマップ」もしくは「東京都土砂災害警戒区域等マップ」で確認し、該当の有無をチェック。該当ありの場合は区域番号を記入。(5・6ページ参照)

②内容を確認。
※世田谷区の指定箇所は全て「がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)」のおそれがある区域としての指定です。

③土砂災害に関する避難情報が発令されるような見込みがある場合の施設としての対応形態にチェック。
※土砂災害においては水平避難が原則です。
※施設の一部のみかかっている場合等、避難の必要がないと判断する場合は、その他に施設利用者へのアナウンスなど必要な対応を記載。

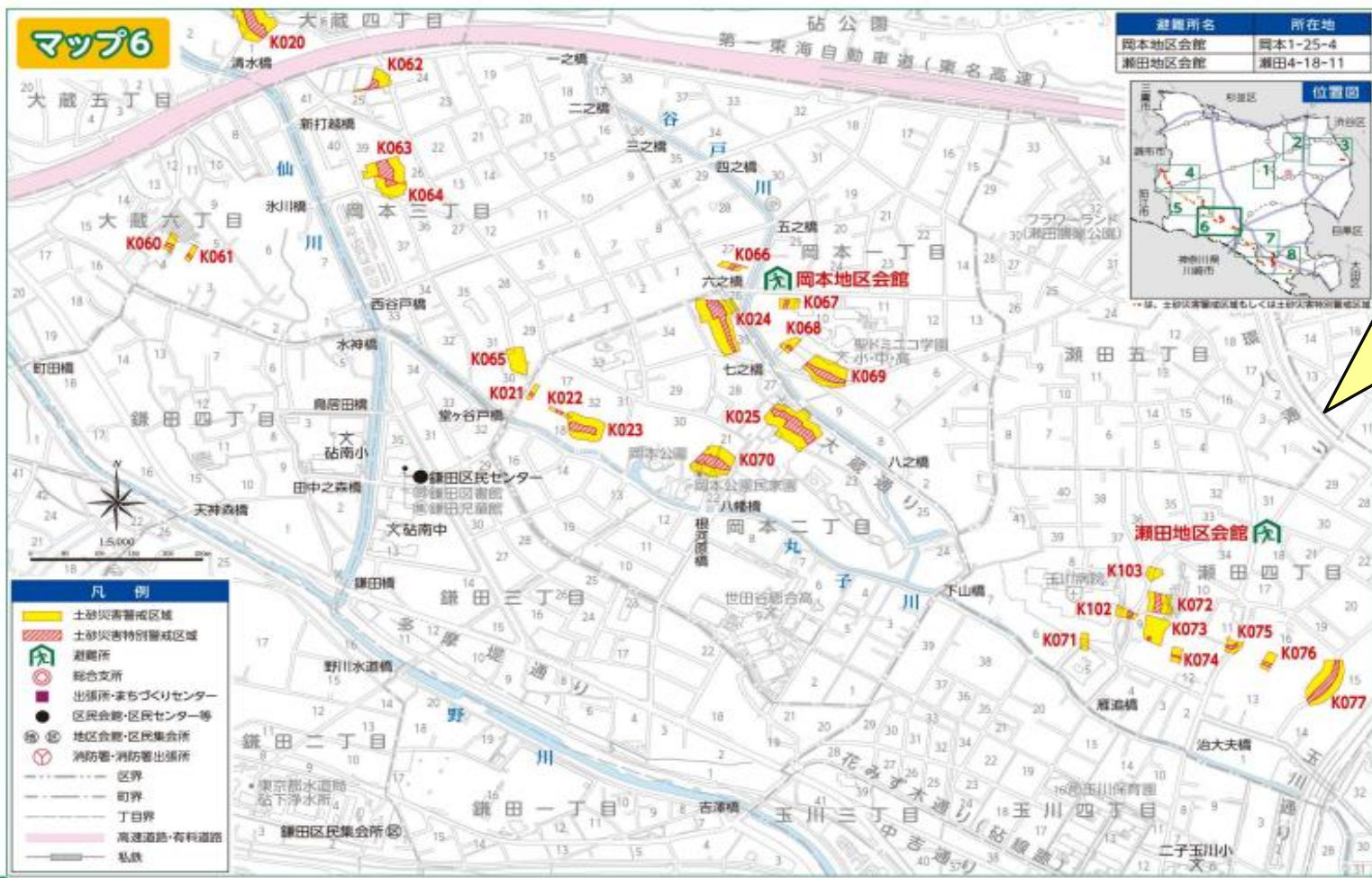
①「世田谷区土砂災害ハザードマップ」による確認方法

様式2

・ハザードマップは以下リンク先に掲載されています。

紙媒体を希望の場合も以下リンク先で最寄りの配布先をご確認ください。

[世田谷区土砂災害ハザードマップ](#) | [世田谷区公式ホームページ](#) <https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/605.html>



※判断に迷うような場合はリスクの大きい方を確認・記載するようにしてください。

- 以下リンク先で、自施設周辺の地図を表示し、敷地内に土砂災害警戒区域等がかかっているかご確認ください。

[東京都 土砂災害警戒区域等マップ](https://www2.sabomap.jp/tokyo/index.php) <https://www2.sabomap.jp/tokyo/index.php>

東京都 土砂災害警戒区域等マップ

◆定期メンテナンスのため下記の期間、土砂災害警戒区域等マップを停止します。

停止期間：令和7年1月8日(水)17時～18時

※大雨の予報が発表されている場合は作業を延期します。

◆土砂災害警戒区域等マップ停止のお知らせ

法定点検に伴うサーバ建屋停電および定期メンテナンスに伴い、以下の期間、土砂災害警戒区域等マップを停止します。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

停止期間：令和7年1月31日(金)17:00～2月3日(月)12:00

土砂災害警戒区域等マップご利用時の注意事項

「土砂災害警戒区域等マップ」のご利用にあたっては、以下のご利用の条件をよくお読みいただき、ご同意の上、ご利用いただくようお願い申し上げます。

<土砂災害危険箇所の取り扱いについて>

国土交通省からの通達文書等を考慮し、令和6年4月1日より土砂災害危険箇所は使用しないこととします。そのため、土砂災害危険箇所は、本HPより削除いたしました。

今後、土砂災害の恐れのある箇所の把握は、土砂災害警戒区域等をご確認ください。

1 一般的事項

- 本サイトで提供する「土砂災害警戒区域等マップ」は、利用している地図及びデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害(特別)警戒区域」という。）、砂防三法指定区域の概略の位置を示すものです。
- 本サイトは、以下の地形図等を背景図として使用しています。
 - 国土地理院-電子地形図（タイル）（<https://maps.gsi.go.jp>）
 - 測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R5JHf2
 - 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。OpenStreetMAP（<https://www.openstreetmap.org>）
- 本サイトの閲覧に利用するWebブラウザは、Microsoft Internet Explorer 11.0以降、Microsoft Edge Ver94以降、Google Chrome ver94 以降、Mozilla

同意する

同意しない



6 防災体制とタイムラインの視点による対応行動

様式3

自施設における防災体制と避難対応タイムラインの視点による対応行動は、以下のとおりである。

レベル	体制確立の目安となる情報	統括指揮班 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
平常時	ハザードマップの確認、避難確保計画の確認				
警戒レベル1 災害への心構えを 高める段階	<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報 (警報級の可能性) 台風の接近が予想されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 体制確立の判断 事前休業の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等収集 施設職員への情報伝達 	<ul style="list-style-type: none"> (避難誘導体制の確認) (避難ルートの確認) 	<ul style="list-style-type: none"> (避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備)
警戒レベル2 注意体制	<ul style="list-style-type: none"> レベル2土砂災害注意報 土砂キキクル「注意」(黄) 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 事前休業の判断 施設職員等招集 (避難開始判断) 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 施設職員や避難支援協力者へ連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導体制の確認 避難ルートの確認 (避難誘導開始) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等の点検、準備 移動用車両の確認
警戒レベル3 警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者等避難発令 レベル3土砂災害警報 土砂キキクル「警戒」(赤) 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 避難開始判断 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 施設利用者家族等への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導開始 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等の避難支援 移動用車両の確認 避難先への持ち出し品の運搬
警戒レベル4 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示発令 レベル4土砂災害危険警報 土砂キキクル「危険」(紫) 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、指揮 避難先での施設利用者の支援 (緊急安全確保の判断) 	<ul style="list-style-type: none"> 区への避難完了連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 避難完了の確認 避難先での施設利用者の支援 (緊急安全確保の誘導) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難先での持ち出し品の確認

青字の行動は目安です。確認いただき、施設にあわせた内容に修正してください。

タイムラインとは...
「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。

【参考】ハザードマップポータルサイトを使った避難経路図の作成

□「重ねるハザードマップ」の作図機能で、自施設や避難先、避難経路を追加することが出来ます。距離計測も可能です。

□作成した地図を印刷するか、画像データとして保存して避難経路図として下さい。

作図機能

◇マーカー: 施設位置を設定
◇線を追加: 避難経路を設定

印刷等は、「その他」ボタンから

重ねるハザードマップ 用紙サイズ: A4縦(標準) 印刷 元の画面に戻る

避難経路図(イメージ図)

(避難場所)
●●●中学

(避難経路)
県道●号線を通行

グループホーム ●●苑

■ 記載内容を確認してください。

◎:項目のすべての情報が確認可 ○:一部の情報のみ確認可

収集する情報	入手先
【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・土砂災害に関する防災気象情報 ・土砂キキクル	◎気象庁 HP ○テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○世田谷区災害・防犯情報メール ○世田谷区 HP、防災ポータル、X(エックス) 等
【避難情報(区)】 ・高齢者等避難 ・避難指示 (・緊急安全確保)	◎世田谷区災害・防犯情報メール ◎世田谷区 HP、防災ポータル、X(エックス) ◎テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○世田谷区公式 LINE ○緊急速報メール ○防災行政無線 等
【避難所の開設状況(区)】 避難所等の開設状況	◎世田谷区災害・防犯情報メール ◎世田谷区 HP、防災ポータル、X(エックス) ○テレビ、ラジオ(エフエム世田谷) ○世田谷区公式 LINE 等

ポイント!

■ 設定した情報収集先は、非常時にもすぐに使えるようにパソコン等のお気に入り機能へ登録等をおきましょう。

■ 世田谷区では、気象情報や避難情報等を「世田谷区災害・防犯情報メール」で通知することとしていますので、以下リンク先よりご登録をお願いします。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/594.html>

その他、風水害時の情報収集の詳細は以下区HPで
ご確認ください↓

[災害時の情報収集方法\(風水害編\) | 世田谷区公式ホームページ](https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/635.html)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/02049/635.html>

■記載内容を確認し、必要に応じて修正してください。

9 避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	設備等
通常設備	エレベーター
	上下階の移動できる大型スロープの設置
	車椅子
	その他(担架等)
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置
	土のう
	止水板
	階段昇降機の設置
	その他(非常用サイレン等)

■ 記載内容を確認し、必要に応じて修正してください。

10 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

分類	装備品や備蓄品等	
情報収集・伝達	テレビやラジオ	
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	
	電話やファックス	
	携帯電話やスマートフォン	
	電池や非常用電源	
避難誘導	名簿(施設利用者)	案内旗
	ピブス	懐中電灯
	ハンドマイク	雨具
	ライフジャケットやヘルメット	
	避難ルールを示したマップ	
	救急用品	
	移動用の車両	
避難先	水や食糧	
	衛生用品や衣料品	
	電池や携帯電話充電器	
その他	防寒着・毛布	
	携帯トイレ	

■ 記載内容は例示です。必要に応じて修正してください。

11 防災教育・訓練		実施予定 時期
防災体制の確立・ 避難確保計画の年度版作成 <small>情報収集伝達委員・避難誘導委員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。</small>		
従業員への防災教育 <small>○避難確保計画等の情報の共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など</small>		
施設利用者への防災教育 <small>○水害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など</small>		
通所施設		
情報伝達訓練 <small>○従業員の緊急連絡網の試行 ○保護者への情報伝達手段(メール・電話 等)の確認、情報伝達の試行 など</small>		
保護者への引き渡し訓練 <small>○保護者の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全施設利用者を保護者に引き 渡すまでにかかる時間の計測 など</small>		
入所施設		
情報伝達訓練 <small>○従業員の緊急連絡網の試行 ○家族等への情報伝達手段(メール・電話 等)の確認、情報伝達の試行 など</small>		
従業員の非常参集訓練 <small>○従業員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全従業員の参集にかかる時間の 計測 など</small>		
避難訓練 <small>○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間 の計測 など</small>		
避難確保計画の更新 <small>避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保 計画に基づき訓練を実施し、必要に応じて計 画を見直しします。</small>		

ポイント！

■ 避難訓練の実施時期は、出水期(6月)前に
設定することが好ましいです。

12 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式8

13 施設利用者緊急連絡先一覧表

※区への提出は不要

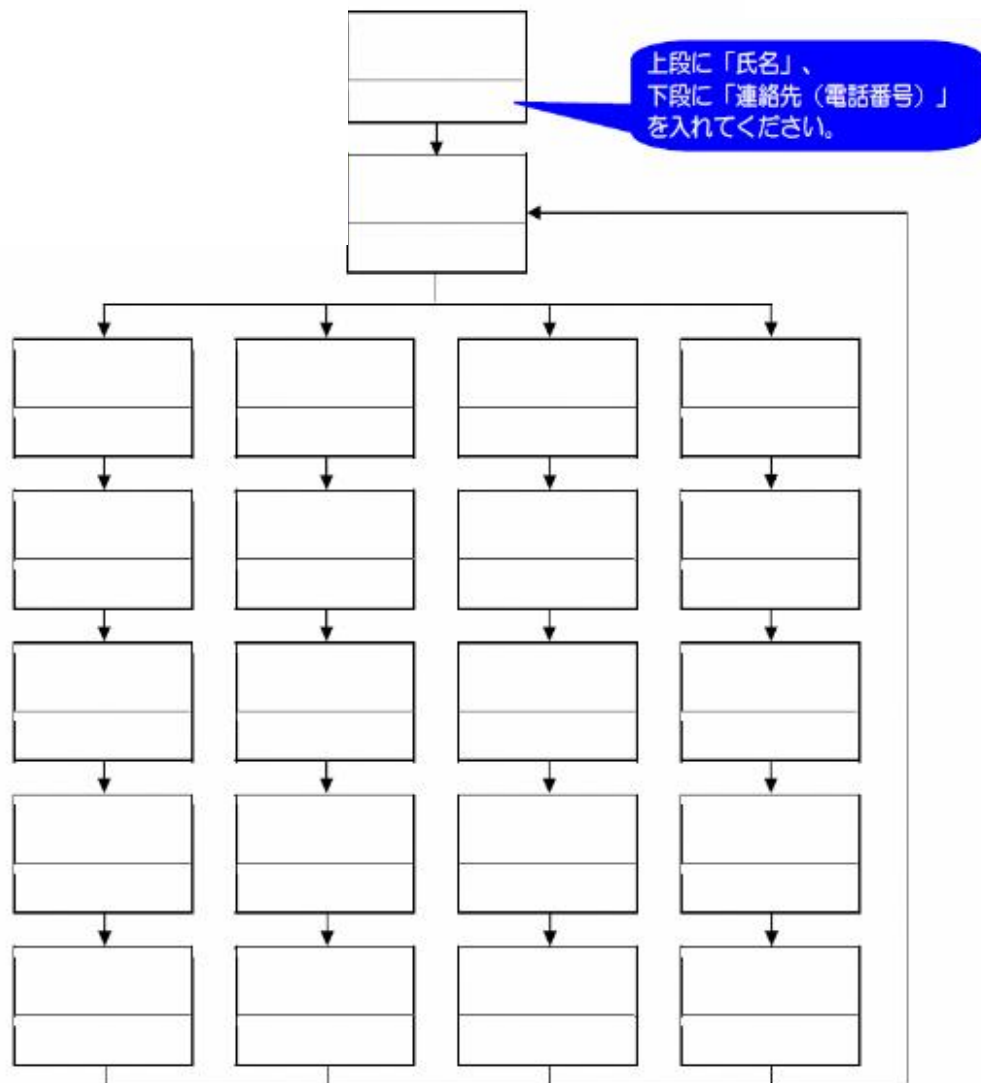
施設利用者			緊急連絡先				(緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

作成の手順

- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
- ②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

<留意事項>

- 施設利用者の連絡先等の情報は、定期的に確認・更新することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。



※区への提出は不要

作成の手順

施設管理者や従業員等の
施設関係者の緊急連絡網および
を作成する

<留意事項>

- ・ 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。(例:連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する 等)
- ・ 連絡先は定期的な更新が必要です。

連絡先一覧

部署名	所在地	電話
世田谷区危機管理部災害対策課	世田谷4-21-27	5432-2262
世田谷区世田谷総合支所	世田谷4-22-33 区役所西棟内	5432-2831
世田谷区北沢総合支所	北沢2-8-18 北沢タウンホール内	5478-8028
世田谷区玉川総合支所	等々力3-4-1	3702-1603
世田谷区砧総合支所	成城6-2-1	3482-2169
世田谷区烏山総合支所	南烏山6-22-14	3326-9249
国土交通省京浜河川事務所	横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	045-503-4018
東京都第二建設事務所	品川区広町2-1-36	3774-0313
東京都水道局お客さまセンター		5326-1101
東京都下水道局世田谷出張所	世田谷区弦巻4-30-1	5477-2120
世田谷警察署	三軒茶屋2-4-4	3418-0110
北沢警察署	松原6-4-14	3324-0110
玉川警察署	中町2-9-22	3705-0110
成城警察署	千歳台3-19-1	3482-0110
世田谷消防署	三軒茶屋2-33-21	3412-0119
玉川消防署	中町3-1-19	3705-0119
成城消防署	成城1-21-14	3416-0119
東京電力カスタマーセンター		0120-995-002
東京ガスお客さまセンター		0570-002211
NTT東日本 (故障等問合せ先)		113

※区への提出は不要

作成の手順

左の表を参考に外部機関等への緊急連絡先一覧を作成する

※各施設の提携機関等適宜追加してください。

世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップより抜粋

※区への提出は不要

対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

作成の手順

整理した避難先と移動手段をもとに

- 要配慮者の特性を踏まえた移動手段を整理する。
- 誰が対応するかを決定する。
- 避難誘導の必要時間を考える。

<留意事項: 移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

統括指揮者 () (代行者)

情報連絡班	担当者	役割
	班長() 班員()名	

避難誘導班	担当者	役割
	班長() 班員()名	

装備品等準備班	担当者	役割
	班長() 班員()名	

※区への提出は不要

作成の手順

- ①各要員の役割に適した担当者を決める
- ②各要員の対応内容を決める。

<留意事項>

責任者と連絡がつかない場合や
担当者が不在の場合にも対応可能な
組織づくりを考えることが重要です。